

福島県復興シンボルキャラクター「ふくしまから はじめよう。キビタン」 使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別記福島県復興シンボルキャラクター「ふくしまから はじめよう。キビタン」及び「ふくしまから はじめよう。キビタンファミリー」（以下「キビタン等」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(権利)

第2条 キビタン等に関する一切の権利は、福島県（以下「県」という。）に属する。

(使用承認の基準等)

第3条 使用目的及び方法が県の施策の推進に寄与し、または公益性が高いと認められる場合、及び東日本大震災の復旧・復興に向けた取組みと認められる場合には、キビタン等の使用を認めるものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、使用を認めない。

- (1) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- (2) 県のイメージ、品位を傷つけるおそれのある場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合、及びこれらの者が商品等を販売する場合
- (6) 不当な利益をあげるために利用されるおそれがある場合
- (7) キビタン等のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (8) キビタン等の利用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (9) キビタン等の画像が原形と差異があると認められる場合
- (10) その他、承認することが不適当と認められる場合

(使用方法)

第4条 キビタン等の使用に際しては、承認された用途に限り使用するものとする。

2 承認を受けようとする者は、別記に定めるデザインのみとする。

ただし、次の各号に該当する場合は、事前に協議して了承を得なければならない。

- (1) キビタン等のデザインの一部のみを使用する場合
- (2) キビタン等のデザインを変形、加工する場合
- (3) キビタン等のデザインを他の図形や文字と重ねて使用する場合

(使用料)

第5条 キビタン等の使用料は、当分の間、無償とする。

(使用承認申請)

第6条 キビタン等を使用する場合は、福島県知事（以下「知事」という。）に対し、承認申請を行わなければならない。ただし、次の各号に該当する場合であって、事前に協議をしている場合を除く。

- (1) 国または地方公共団体が使用する場合
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合

2 前項の承認を受けようとする者は、「福島県復興シンボルキャラクター「ふくしまから はじめよう。キビタン」使用承認申請書」（別紙様式1）に次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) キビタン等の利用状況がわかる完成見本等
- (2) その他知事が必要と認める書類

3 既に受けた使用承認の内容を変更しようとするときは、あらかじめ「福島県復興シンボルキャラ

クター「ふくしまから はじめよう。キビタン」使用承認変更申請書」（別紙様式2）により変更承認申請を行わなければならない。

4 知事は、申請内容を確認するため、必要な書類等の提出を求めることができる。

（承認通知）

第7条 使用を承認するものについては、「福島県復興シンボルキャラクター「ふくしま から はじめよう。キビタン」使用承認書」（別紙様式3）を交付する。

2 知事は、使用を承認するに際し条件を付すことができる。

（不承認通知）

第8条 キビタン等の使用を承認しない場合は、申請者に対し書面よりその旨を通知する。

（使用上の遵守事項）

第9条 第7条の規定による使用承諾を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容のみに使用すること。
- (2) 当該使用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難な者については、写真等を提出すること。
- (3) 第7条の承認を受けた権利を譲渡または転貸しないこと。
- (4) キビタン等用いた商品等の使用、宣伝または広告に際して、承認通知書に記載されている使用承認番号を、その商品、包装、広告等に必ず明示すること。

（使用状況及び使用実績の確認）

第10条 必要と認めた場合には、使用者に対し必要な帳票、記録等の資料や説明を求め、キビタン等の使用状況及び使用実績の確認調査を実施する。

（地位の承継）

第11条 相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般承継人は、当該使用者が有していた使用承諾に基づく地位を承継することができる。

（使用承認の取消し等）

第12条 次の各号に該当する場合は、使用承認の取り消し、使用条件の変更、使用物件の回収を求める等の措置を行うことができる。

- (1) 使用承認申請の内容に虚偽があることが判明した場合
- (2) キビタン等を使用承認条件に違反して使用した場合
- (3) 第3条各号のいずれかに該当するに至った場合
- (4) その他知事が必要と認めた場合

（損害賠償等の責任）

第13条 キビタン等の使用に関し、県は損害賠償等の一切の責任を負わない。

2 使用者は、キビタン等を利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、キビタン等の利用に際して故意または過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

（その他）

第14条 この規程に定めるもののほか、キビタン等の使用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年2月19日から施行する。

